

# 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和6年10月3日

収支等命令者

佐賀県 県土整備部

まちづくり課長 天本 貴子

## 1 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和6年度佐賀県遺産バスツアー業務
- (2) 仕 様 等 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和7年3月28日
- (4) 納入場所 別紙仕様書のとおり
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはそれを切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に書き込むこと。

## 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6ヶ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 過去2か年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者で

あること。

- (6) 期限までに入札資格確認申請書を提出し、入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
  - イ 暴力団員（同法2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札手続に関する事項

#### (1) 担当課

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県県土整備部 まちづくり課 景観担当

#### (2) 仕様書及び関係様式の交付方法及び交付期間

- ア 交付方法 佐賀県ホームページに掲載
- イ 交付期間 令和6年10月3日（木）から令和6年10月8日（火）

#### (3) 入札説明会

実施しない。

#### (4) 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」に次に掲げる資料等を添付のうえ、令和6年10月8日（火）17時までに上記の担当課へ持参又は郵送してください。（郵送の場合は同期限までに書留郵便により担当課に必着）提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、該当業務に関する目的以外には使用しません。

**必要書類：営業概要書、同種業務の履行実績調書**

#### (5) 入札参加資格の確認通知

(4) で提出された書類を審査し、入札参加の結果を令和6年10月9日（水）までに通知します。

#### (6) 入札者の資格喪失

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格を有すると認められたものが通知の日から入札の日時まで、次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札の参加資格を失うものとします。

ア 仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は、民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札参加資格者の業務執行が困難と見込まれるとき。

(7) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時

令和6年10月10日（木）10時00分～

イ 場 所

佐賀市内一丁目1番5号 旧自治会館 7号会議室

ウ 入札方法

入札者の直接持参による入札とします。ただし、代理人が入札参加する場合は、委任状を併せて提出してください。

エ 入札書に記載する金額

入札書の各項目の総額（消費税額及び地方消費税額を含まない金額）

オ その他

入札者又は代理人は、本人確認ができるもの（社員証、運転免許証など）を持参してください。

(8) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。

(9) 落札者の決定方法

ア 有効な入札を行った者で、予定価格の範囲内であり、かつ最低の金額をもって入札を行ったものを落札者とします。（総額落札）

イ 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該事務に関係ない県職員にくじを引かせるものとします。

ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含めて3回を限度）を行います。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 2に掲げる要件のすべてを満たす者で過去2か年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

## ②契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができます。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 2に掲げる要件のすべてを満たす者で過去2か年の間に（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

### (2) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名について誤脱及び判読不可能なものを提出した者
  - ・入札金額、入札者氏名の記載がないもの  
(代理人が入札を行う場合は、入札者欄は代理人の氏名)
  - ・入札金額に訂正、なぞりがあるもの
  - ・入札金額が明確でないもの
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 一人で二以上の入札をした者
- カ 代理人でその資格がない者
  - ・代理人が入札を行う場合、委任状を提出すること
- キ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合は、損害は入札参加資格者の負担となります。

ア 入札参加者が連合し、また不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災、その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約事項を示す場所及び問い合わせ先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県県土整備部 まちづくり課 景観担当

TEL : 0952-25-7326

FAX : 0952-25-7314

E-Mail : [machizukuri@pref.saga.lg.jp](mailto:machizukuri@pref.saga.lg.jp)